

プラスチックのリサイクルについて 大臣認定を受けました

本市では、令和6年3月1日からプラスチック資源の分別回収を行っていますが、市内でプラスチックの資源化を行うため、令和7年3月3日付で再商品化計画の認定申請を行い、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けました。

1 認定日

令和7年3月24日(月) (計画期間:令和7年4月1日から令和10年3月31日まで)

2 概要

令和4年4月1日に施行されたプラスチック資源循環促進法では、市町村が再商品化計画を策定し、主務大臣の認定を受けることで、資源化・再商品化することができるとされています。

この度、再商品化事業者「平林金属株式会社」と連携し、再商品化計画を策定しました。

3 プラスチックの区域内循環

市内で回収した硬質プラスチックを、市内の処理施設で再生原料に加工し、市内や県内のプラスチック製品の製造工場で使用することにより、プラスチックの区域内循環を実現します。

処理事業場	再商品化製品	製品写真
平林金属株式会社 リサイクルファーム御津(北区御津)	再生原料 (PE・PP 混合フレーク)	
利用事業者	再商品化製品	製品写真
株式会社リプロ(南区中畦)	杭(土木資材)	
岐阜プラスチック工業株式会社 倉敷工場(倉敷市玉島乙島)	パレット(物流資材)	

4 その他

本件について、環境省中国四国地方環境事務所長より岡山市長への伝達式を、令和7年3月27日(木)16時50分～17時に市長室で行います。

【問い合わせ先】

岡山市 環境事業課資源循環推進室 吉田・霜倉 直通086-803-1321 内線3937・3966